

児童死亡事例検証の報告について

令和5年7月に船橋市で生後11カ月の男児が死亡した事案について、「千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会」において検証を行いました。このたび、検証報告書を取りまとめましたので、報告します。

1 検証の目的と方法

本検証は、事案の事実の把握と発生要因等の分析により問題点・課題を抽出し、必要な再発防止策の検討を目的とするもの。

本事案では、児童相談所を所管する本市、A県およびB市の、児童と関わりのあった3自治体で事実関係等について情報を共有し、それぞれ検証を行った。

(1) 委員名簿

	氏名	所属・役職等
部会長	佐藤 慎二	植草学園大学 特命教授
	松木 悟志	千葉県医師会（精神科医）
	今田 進	千葉県医師会（小児科医）
	中間 陽子	弁護士
	伊藤 愛	千葉県小中学校長学校運営協議会（中学校長）

(2) 開催状況

	開催日	内容
第1回	令和6年8月28日	・検証の目的・方法等の確認 ・事例の概要把握
第2回	令和6年11月27日	・事例の概要把握 ・ヒアリング・調査事項の整理
第3回	令和7年4月25日	・問題点や課題の抽出
第4回	令和7年11月4日	・課題と提言の整理
第5回	令和8年3月5日	・報告書（案）の審議

2 事案の概要等

(1) 世帯構成（本児死亡時点）

父（33歳） 母（25歳） 姉（2歳） 本児（0歳11カ月）

(2) 事案の経過

日時	内容
令和4年8月25日	本児が千葉市内で出生。母は妊娠35週まで妊婦健診未受診だったため、ネグレクト疑いで通告受理。
令和4年8月30日	本市C児童相談所が本児を一時保護。
令和4年9月頃	本家庭が本市からB市に転居。
令和5年4月1日	本児がB市内保育園に入園。
令和5年4月12日	本児の一時保護解除。
令和5年4月25日	本市C児童相談所とA県児童相談所で、ケース移管協議開始。令和5年5月30日に同行訪問。
令和5年6月6日	本家庭がB市内で転居。それに伴い、本児が保育園を退園。
令和5年6月7日	本市C児童相談所とA県児童相談所のケース移管を完了。
令和5年7月26日	本児が救急搬送され、その後、死亡が確認された。死因は不明であった。
令和6年7月10日	母、逮捕。
令和7年8月22日	千葉地検は、母を不起訴とした。

3 再発防止に向けた課題の概要と提言（報告書P24～P25）

①<課題> 児童相談所による介入の条件等も含めて、この家庭に対してどの程度の支援が具体的に必要かという安全プランが明確に整理されないまま家庭復帰や引継ぎがなされた結果、その後の安全確認が十分に行われなかった。

<提言> 評価に基づく安全プランを具体的に作成し、そのプランを元に自治体間での引継ぎも行い、支援の連続性、確実性を高めること。

②<課題> 本事案には二市間で複数の機関が関わっていたが、移管先市の保育園への情報提供のタイミングで提供元と提供先の意識のズレが見受けられた。また、保育園に通えなくなった原因の一つとしてB市福祉担当部署による転居支援があるが、これもB市担当部署間での情報共有が十分ではないゆえの結果と思われる。

<提言> 自治体間、関係機関の適切な連携のために状況の見極めを適切に行う。また、関係機関には広く共有を図ること。

③<課題> 本市C児童相談所がB市保育園から本児について傷あざが見られたとの連絡を受けた際に写真での確認を行っておらず、提供された情報についての扱いが適切とはいえない。

<提言> 提供された情報への対応を評価の仕方を含めて見直すこと。